

用語集

あ

アクセシビリティ

高齢者や障害者を含むすべての人が、公共施設などのさまざまな都市機能・サービス施設に支障なく移動できるかどうか、またはその移動しやすさの度合いのこと。

アメニティ

心地よさ、快適さ、快適性、楽に暮らすために必要なものが整い、整備されていること。もしくはそのような「環境」（自然環境・生活環境）を表す。

移動権

移動する権利。平成22年3月の交通基本法策定に向けた中間整理の中で、新たに位置付けされた用語であり、「車を使用できるものとできないもの間に発生している交通格差を解消し、高齢化が進むなかで、人々の社会参加を確保していくための、移動する権利」と位置付けされている。

エコツーリズム

エコロジー（ecology）とツーリズム（tourism）を組み合わせた造語であり、自然環境と共存を図りながら、自然や文化に触れあう観光形態のこと。グリーンツーリズム、ブルーツーリズム

円錐カルスト

湿潤な熱帯地域に発達するカルスト凸地形のひとつで、石灰岩の円錐状の高まり。日本では沖縄島北部の本部半島に好例が見られるのみである。本部町山里から大堂付近にかけて、約100mの高さに海岸段丘が形成され、その上に比高50～100mの円錐カルストが発達する。頂上付近には溶食によるドリーネ、ポリエがみられる。カルスト地形、ドリーネ、ポリエ

沖縄振興計画

沖縄振興特別措置法に基づいて策定する総合的な計画で、沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものである。三次にいたる沖縄振興開発計画に替わる計画として、平成14年7月に決定され、平成14年度から平成23年度までの10年間で計画期間となっている。

オープンスペース

建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地を総称している。具体的には、公園緑地、河川敷、駅前広場などが挙げられる。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告版、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもののこと。

か

回遊性

来街者等が商店街や店舗などを快適に効率よく歩き回ることができる空間の特徴のこと。

街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。住区基幹公園の一つであり、住区基幹公園には他に「近隣公園」、「地区公園」がある。 都市公園

神ハサーギ

神アシャギまたは神アサギとも呼ばれる。村々において神を招請して祭祀を行う場所。本来建物の有無とは関係ないが、そこに建てられた祭祀用建物も神アシャギと呼ばれるようになった。建物は、四方壁のない四柱造りの竹茅葺き屋根で、軒が低いことが特徴である。

カルスト地形

石灰岩など可溶性の高い岩石が浸食作用の結果、形成された地形。石灰岩は、石灰石を主要構成鉱物とし、炭酸ガスを含む水に容易に溶かされる。また、石灰岩は空隙が多く、透水性が高い。よって、石灰岩の分布する地域には、地下水系が発達し、それにともない、地表には、カレン、ドリーネ、ウバーレ、ポリエが形成される。カルスト地形は、その地域の気候や降水量と密接に結びついており、温帯ではドリーネなど凹地形、湿潤な熱帯では円錐カルストなど凸地形が発達する。 円錐カルスト、ドリーネ、ポリエ

幹線道路

全国、地域または都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通過交通の割合が高く、重交通、広幅員、高規格の道路であることが多い。

緊急輸送道路

地震防災対策特別措置法第3条で位置付けされ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路と防災拠点等を連絡する道路である。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。住区基幹公園の一つであり、住区基幹公園には他に「街区公園」、「地区公園」がある。 都市公園

グリーンツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動及び観光形態のひとつ。 エコツーリズム、ブルーツーリズム

景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る地方公共団体のこと。都道府県、政令市、中核市、そ

して都道府県との協議・同意を得たその他の市町村のことである。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。 景観計画

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進めるために定める基本的な計画のことである。景観計画には、決めるべき必須事項と選択事項がある。必須事項としては、景観計画区域と方針、届出対象行為（条例で追加や限定が可能）ごとの景観形成上の制限内容（景観形成基準）等、選択事項としては、屋外広告物の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備方針、占用基準等を定めることができる。また、通常行われる行為については届出に対する勧告が可能である。他方、建築物・工作物の色彩やデザインに関する形態意匠に関わる行為については、条例に位置づけることで、変更命令まで可能となる。 景観行政団体、屋外広告物

景観資源

景観上、重要と思われる資源（要素）のこと。

景観重要樹木

景観上重要な樹木（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要樹木として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観行政団体

景観重要建造物

景観上重要な建造物（文化財にならないような新しいものも可）を景観重要建造物として指定できる。これに指定することにより、積極的に景観を保全することが可能になる。これに指定されると、所有者等に適正な管理が義務づけられ、現状変更の場合、景観行政団体の長の許可が必要となる。また、外観保存のための建築基準法の規制の一部を緩和し、税制上も適切に評価することができる。 景観行政団体

景観地区

特に良好な景観を形成することを目的に、都市計画として市町村が決定する地区のことである。建築物の形態意匠、高さ、壁面位置等について総合的に規制することが可能となる。

減災

地震、津波、台風など自然災害において発生する被害を、あらかじめ想定した上で、最小化するための取り組み。

高齢社会/高齢化社会

高齢者（65歳以上）人口の比率が高い水準で安定した社会のこと。国連では、高齢者人口比率が7%以上で「高齢化社会」、14%以上で「高齢社会」と定義されており、さらに近年、同21%以上を「超高齢社会」と呼ぶ場合がある。

コーホート要因法

コーホート要因法は、国立社会保障人口問題研究所や市町村などで広く用いられている人口推計

用語集

の手法である。コーホートとは、ある年（またはある期間）に出生した集団のことであり、コーホート要因法は、その集団ごとの時間変化を4つの要因（出生率、生残率、純移動率、出生比率）をあてはめて、人口の変化を推計する方法である。

国土利用計画

国土利用計画に基づき国、都道府県、市町村がそれぞれの区域について定める、国土の利用に関する計画（国土利用計画法第4条）。総合的かつ計画的な土地の利用を確保するため 国土利用に関する基本構想、利用目的に応じた区分ごとの規模の目標および地域別の概要、を達成するための必要な措置、を定める。

コミュニティバス

既存バス路線ではカバーしきれていない交通空白地域等、利用者のニーズに対応する乗合バスのこと。

さ

シニグ

シニグ。シヌグイ。シヌグ。収穫がすみ、次の新しい農作に移る前に、豊作を祈願して行われる祭り。具志堅では、旧暦7月19日から7月25日まで行われる。

シーニックバイウェイ

Scenic（景観的な）、Byway（脇道、寄り道）を組み合わせた造語。道路からの視点で、景観、自然、文化、レクリエーションなどの要素をもったルート、またはそのルートの魅力を向上させる取り組みのこと。

日本風景街道

シャトルバス

近距離を何度も運行するバスおよび運行形態のこと。大量の集客が見込まれるイベント時などに、会場と駅、バスターミナル、あるいは駐車場等を結ぶ路線である。通常運行される路線の大幅増発として、あるいは通常は運行されない区間への臨時路線として運行される。

住区基幹公園

主として歩いて行ける範囲の、居住者の安全、かつ健康的な生活環境、休養やレクリエーションの場として利用される公園。「街区公園」、「近隣公園」、「地区公園」などに区分される。

都市公園

循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、資源の循環的利用、および適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会のこと。循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、平成12年6月に循環型社会形成推進法が公布された。

スプロール

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。スプロールの弊害として次の問題がある。

道路、下水道の都市基盤が未整備のまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題が生じる。

市街地が開発不適地まで拡散し、公共投資の非効率化を招く。

形成された低質市街地を良好な環境に改善するには、社会的に困難が伴うだけでなく経済的に膨大な経費を必要とする。

井泉（せいせん）

井戸または、用水に使われる湧水のこと。カー。

セーフティネット

経済的な危機に陥っても最低限の安全を提供する社会保障の一種である。住宅政策においては、高齢者や低所得者、被災者など住宅に困窮する人に対して公営住宅を供給することなどが挙げられる。

総合計画

地方自治法第2条第4項に定められている、自治体の全ての計画の基本となる計画。通常、自治体の目指す将来像と将来の目標を明らかにした基本構想、基本的施策を実現するために必要な施策を示した基本計画、施策について具体的な事業内容や実施時期を明記した実施計画の3つからなる。

た

多自然河川づくり

単なる自然保護だけでなく、自然を積極的に再生しながら水辺の環境づくりを進めるという考え方を基調として、自然材料（石材、木材、植物）を使った川づくりをいう。

地区計画

建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、及び保全するための詳細な計画。住民意識の高まりに対応し、昭和55年に創設された制度。

地方分権

平成12年に施行された地方分権に一括法に伴い、これまでの都道府県・市町村事務の大部分を占めていた国の事務を「機関委任事務」が廃止され、自治体固有の「自治事務」と自治体に処理を委託する「法定受託事務」に再編され、自治体の裁量と責任が拡大された。都市計画に関する事務のほとんどは自治事務である。

超高齢社会

高齢者（65歳以上）人口の比率が高い水準で安定した社会のこと。国連では、高齢者人口比率が

用語集

7%以上で「高齢化社会」、14%以上で「高齢社会」と定義されており、さらに近年、同21%以上を「超高齢社会」と呼ぶ場合がある。

長寿命化

戦後の高度経済成長とともに整備され、老朽化が想定される下水道、道路橋、公営住宅等の社会資本について、損傷等が発生した後に対処するという「事後的管理」から、事前に点検し、異常が確認または予測された場合、致命的欠陥が発現する前に速やかに措置するという「予防保全的管理」へと転換を図ること。

津波避難ビル

住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を利用するもの。（出典：内閣府HP）

http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_tsunami/hinanbiru.html

低炭素社会

経済活動を維持しながら、地球温暖化の要因である温室効果ガス（特に二酸化炭素（CO₂））の排出を、できる限り削減する社会。具体的な方策は多岐にわたるが、都市計画においては、運輸部門のCO₂排出量の9割を占める自動車交通からの脱却を図るため、公共交通を中心としたコンパクトな市街地の形成を推進することなどが挙げられる。

土帝君（ティーティンク）

古代中国の土地関係の神の一種であり、村や部落の守り神とされ、一般には土地神とよばれた。11世紀から広く信仰されたが、現在では農民は農業神、漁民は大漁の神、商人は商売繁盛の神など、それぞれの職業に結びつけられている。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成または保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。

特別用途地区

用途地域内において、一定の区域を定め当該地区の土地利用にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完するもの。

都市機能

文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能のこと。

都市計画区域

都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現状・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針/都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が、都市の目標、区域区分の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を都市計画区域毎に定めるもの。

都市計画決定

都市計画を一定の手続きにより決定すること。都市計画の決定権者は原則として、都道府県または市町村である。

都市計画（市町村）マスタープラン

市町村が創意工夫のもと、住民意見を反映させ将来ビジョンを確立し、地域毎の将来象等、都市計画法第18条の2に基づき当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるもの。市町村が定める都市計画は、この方針に即しなければならない。

都市公園

都市公園法にいう都市公園には、次のものがある。

国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの）

地方公共団体が設置する都市公園（街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園等）

特に、のうち、街区公園・近隣公園・地区公園を住区基幹公園という。

都市構造

人や産業が集中する拠点の位置と、主要な人や物の流れによって形成されるネットワーク等から捉えた都市の骨格のこと。

ドリーネ

円または楕円形の輪郭としたすり鉢状ないしは皿状のカルスト凹地形のこと。石灰岩の溶食により形成された溶食ドリーネ、地下水系の崩壊により形成された陥没ドリーネ、沖積層が石灰岩の割れ目などに流れ込んだ沖積ドリーネに区分される。

な

二項道路

建築基準法42条2項による道路のこと。建築基準法第3章の規定が適用される際に建築物が建ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したものについては、同法による道路とみなされ、その中心線から両側に2mずつ振り分けた線が道路の境界線となる。また、道の中心線から2m未満の位置に崖や河川、路線敷等がある場合には、当該崖等と道の境界線及びそこから道側へ一方的に4m後退した線が道路の境界線となる。

日本風景街道

道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台に、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源や個性を活かした国民的な原風景を創成する運動。地方ブロック毎に設置された「風景街道地方協議会」において、平成19年9月以降「風景街道」の第1回目の登録が行われ、

用語集

平成22年8月5日現在、全国で合計119ルートが登録された。

琉球歴史ロマン街道「宿道」

ノーマライゼーション

障がいをもっている人も家庭や地域と一緒に生活ができるようにする社会づくりのこと。

ノロ殿内

ノロ火の神のある家、あるいはノロ火の神の祀られている祠や建物のこと。

は

パークアンドライド

P&R【Park & ride】。都心部の道路混雑を緩和するため、自動車を都市郊外の駐車場に止めて鉄道等の公共輸送機関に乗り換え、都心部にあるいは特定地域に入る形態のこと。特にバスに乗り換える場合をパーク&バスライドと言う。

バリアフリー

高齢者、障がい者が社会参加する上での障壁（バリア）をなくす（フリー）こと。

ファサード

建物の街路に面した部分の壁面。

ブルーツーリズム

漁村地域において、生活体験、漁業体験、海辺の資源を活用したマリンレジャーや、交流などを楽しむ、滞在型の余暇活動及び観光形態のひとつ。 エコツーリズム、グリーンツーリズム

プロムナード

歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間。遊歩廊ともいう。展示などのため建物の中に設けられた廊下のことをいうこともある。

保安林

水源のかん養、土砂の流出の防備、潮害の防備などの目的のため、伐採等に制限を設けた森林。森林法第25条に基づき農林水産大臣もしくは都道府県知事により指定される。保安林の目的としては、水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防止、火災の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存

ポケットパーク

ベストポケットパーク（vest pocket park）の略で、チョッキのポケットほどの公園という意味。わずかなスペースを利用し都市環境の改善を図るものである。都心部の中高層ビル街の一角に創られる小さな公園を指すことが多い。最近では、密集した住宅地の中にもうけられた小公園をポケットパークということも多い。

ポリエ

ドリーネやウバーレ（いくつかのドリーネが結合して生じた不規則な平面形の凹地）が多数結合して形成された平坦で広いカルスト凹地。沖縄県本部町の大堂ポリエは、円錐カルストに囲まれ、約140mの高度にあり、約0.4km²の面積である。

ま

緑の基本計画

平成6年の都市緑地保全法の改正により創設された。従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合し、総合的な緑についてのマスタープランとなる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。区市町村が自主性を持って策定するもので、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備・保全を図るための計画として、緑地に関する規制、誘導、整備などの諸施策を推進する指針ともなる。

モータリゼーション

自動車が普及し、人々の生活の中で広範に利用されるようになる現象のこと。

や

屋取集落

士族の帰農によって沖縄本島各地で形成された小集落。18世紀初頭に、政治、経済、文化の中心であった首里、那覇から農村地域に士族の人口移動が行われた。これらの士族帰農の移住者は、居住人として、旧来の百姓（地人）とは区別され、士族は、地人の住む古来の百姓村から遠く離れて、農地のなかに転々と宅地を構えた。士族は、わびしい生活を余儀なくされ、いずれは中心地域に戻るという信念を持っていたものもいたが、ついに定着同化して集落化する方向へ進むこととなり、いわゆる屋取集落と称する集落形成に至る。屋取には、独立屋取（従来伝統の本村から独立して屋取のみで行政的単位村を構成するもの）、共存屋取（本村と屋取が共存するもの）、従属屋取（いまだに本村に従属する段階のもの）の3つの類型がある。従来伝統の本村（古村）と屋取起源の村（新村）とは、集落の立地・形態・内部構造の相違が大きい。

ユニバーサルデザイン

特定の人々のみ念頭に置くのではなく、すべての人々にとってよりよいことを目指したデザインの考え方のこと。

用途地域

都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度のこと。

ライフライン

都市の水道・電気・ガスなど、生活に不可欠な基幹エネルギー供給システムのこと。

ランドスケープ

一般に、風景、景色、眺め、景観などと訳されている。都市計画や土木、建築分野では、自然地形を基本として自然ないしは人為作用を受けた土地、植生、水面などと、建築物や土木構造物から構成される景観をいう。

緑道

広義には自動車交通と分離させて系統的に設けられた歩行者のための道であり、公園的に整備されるとともに、各種の公共公益施設を有機的に連絡することで多目的空間として機能するものをいう。狭義の緑道は、都市公園の一種の緑地として都市計画決定され、整備されるものである。これは、災害時における避難路の確保、レクリエーション需要への対処等を目的にもうけられる。歩行者路、自転車道路等を中心に、植樹帯その他の修景施設をもうけ、必要に応じてベンチ等の休養施設が設置される。避難路としての機能を有する緑道は、幅員10m以上とすることが必要である。 都市公園、都市計画決定

リダンダンシー

冗長性を意味する。信頼性工学において使用される用語であり、システムの信頼性を確保するために必要な概念である。都市をシステムに例えたとき、防災性を高める方法として、ライフラインや交通機能の麻痺を防ぐためのルート多重化や、活動拠点や資材置き場などの用途としてのオープンスペースの確保等に用いられる。

臨港地区

港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として整備すべき陸域であり、都市計画法に基づくものと港湾法に基づくものがある。都市計画法に基づく臨港地区は、都市計画区域内にてその背後地域の土地利用計画との調整を図りつつ、港湾管理者の案に基づいて都市計画決定権者が指定することとなる。

臨港地区内においては、工場等の新設・増設などについて港湾管理者への届出が義務付けられ、また、分区の指定に伴い、各分区の目的を著しく阻害する建築物に対する規制が課せられる。

琉球歴史ロマン街道

日本風景街道として登録されている街道のひとつ。大きくわけて、恩納村、名護市、本部町、今帰仁村など沖縄本島北部を横断する国道58号、国道449号、国道505号など北部ルートと、那覇市、浦添市、南城市、糸満市、八重瀬町など本島南部を通る国道331号を中心とした南部ルートの2ルートが設定されている。

日本風景街道

わ

ワークショップ

都市計画・まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や魅力的な共同作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考案、それらの評価などを行っていく活動をいう。

参考文献

三訂 都市計画用語事典（都市計画用語研究会編著）

まちづくりキーワード事典 第三版（三船康道+まちづくりコラボレーション著）

沖縄大百科事典（沖縄タイムス社発行）

景観用語辞典（篠原修編著）

本部町都市計画マスタープラン
平成二十三年三月

〒905-0292
沖縄県本部町字東5番地
本部町役場 建設課

TEL (0980) 47-2111
FAX (0980) 51-6007